
そ の 他

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続の開始
次のとおり提案書の招請を行う
平成28年12月6日

契約事務受任者
横浜市市民局長 西 山 雄 二

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
証明発行システム構築業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間
証明発行システム構築業務
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 履行場所
横浜市市民局窓口サービス課 ほか（詳細は、提案書作成要領による。）

2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を参加意向申出書の提出時点で全て満たし、かつ、参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 平成29・30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務」の「細目A システム開発・保守・運用」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 平成28年12月15日時点で有効な次の2つの認証資格を取得していること。

ア 「プライバシーマーク」

※一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」

イ 「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）」

3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
平成28年12月15日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出部課
提案書作成要領による。
- (3) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市財政局契約部契約第二課（関内中央ビル2階）
- (4) 契約条項等に関する問合せ先
横浜市市民局窓口サービス課
土屋、下横 電話 045(671)4330（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

-
- 5 提案書の提出に必要な書類を示す場所等
本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から提案書提出期限の日まで閲覧に供する。
- 6 提案書作成要領等の交付方法等
横浜市市民局区政支援部窓口サービス課ホームページよりダウンロード可能。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/madoguchi/>)
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。
- (1) 貸出期間
公告日から平成29年1月4日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 貸出場所
〒231-0017 中区港町1丁目1番地
横浜市市民局区政支援部窓口サービス課（VORT横浜関内Ⅱビル7階）
電話 045(671)4330（直通）
- 7 提案書の提出部課及び提出期限
- (1) 提出部課
横浜市市民局区政支援部窓口サービス課（VORT横浜関内Ⅱビル7階）
- (2) 提出期限
平成29年1月26日午後5時まで
- 8 提案書の無効
次の提案書は、無効とする。
- (1) 第2項に定める提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書
(3) 第7項第2号に定める日までに提出されない又は到着しない提案書
- 9 提案書の特定のための評価基準
- (1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング
提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案書内容についての説明及び質疑応答）を行う。
- (2) 提案書の特定のための評価基準
提案書の特定は、次の基準により総合的に評価のうえ行う。
なお、特定作業において、全ての提案書が横浜市の要求を満たさないものであると判断したときは、提案書の特定を行わないことがある。
- ア 基本的事項（会社概要等）
イ システム要件
ウ 構築計画等
エ 運用保守
- 10 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担
提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 運用保守業務委託契約
本件委託に直接関連する運用保守業務委託契約を、本件委託の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある。
なお、運用保守についても評価の対象とする。
- (5) 契約締結の交渉
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (6) 詳細は提案書作成要領による。
- (7) 停止条件
-

この契約は、平成29年度横浜市各会計予算が平成29年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとします。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Construction of certification issuing system.
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 15 December, 2016
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 26 January, 2017
- (4) Contact point for the notice: Service Window Division, Ward Support Department, Civic Affairs Bureau, City of Yokohama, 1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017
TEL 045(671)4330